

四日市ドーム管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月9日

四日市市教育長 葛西 文雄

四日市市教委規則第6号

四日市ドーム管理規則の一部を改正する規則

四日市ドーム管理規則（平成9年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（利用料金等の減免）</p> <p>第11条 条例第7条の規定に基づく利用料金の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校、<u>認定こども園</u>及び障害者団体が、アリーナを専用使用する場合の条例別表第1及び別表第2に定める利用料金 5割</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>（利用料金等の減免）</p> <p>第11条 条例第7条の規定に基づく利用料金の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校及び障害者団体が、アリーナを専用使用する場合の条例別表第1及び別表第2に定める利用料金 5割</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会スポーツ課)